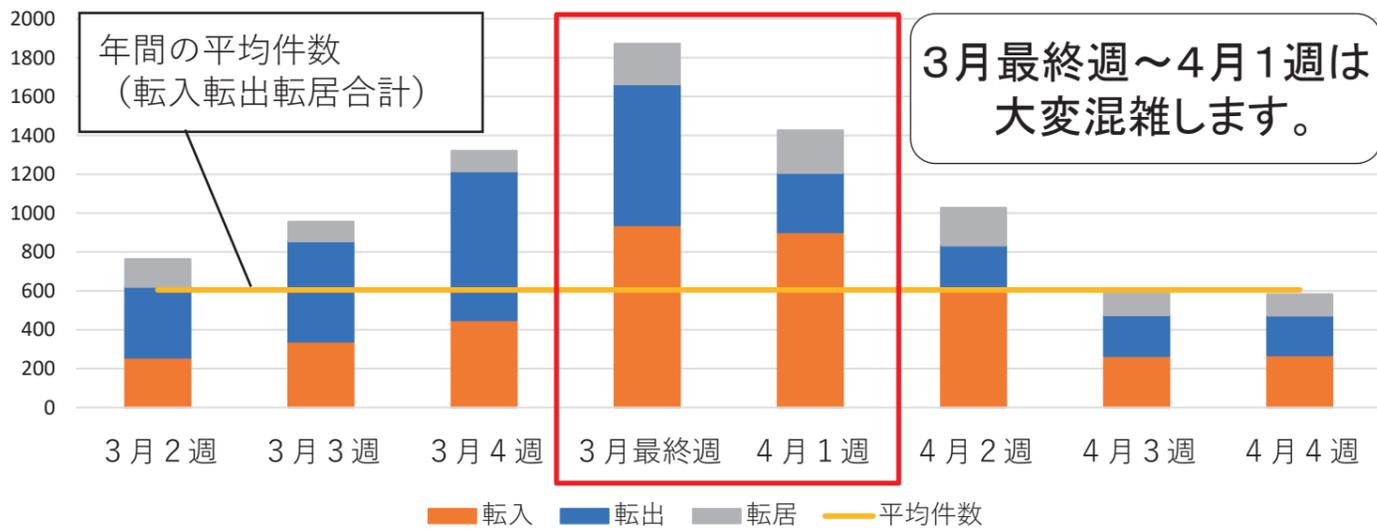


【転入】 他市区町村→ つくば市へ	本人または同一世帯の方が来る場合	・転出証明書(転入の場合) ・窓口に来る方の本人確認書類(例:運転免許証など) ・住所変更する方全員のマイナンバーカード、住民基本台帳カード(新住所を記載します※後日でも可能) ・住所変更する方全員の在留カード(外国人住民の方の場合)
【転居】 つくば市内で お引っ越し	別世帯の方が来る場合(代理人)	・上記に加え、委任状が必要です。 ※マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのお手続きは、照会による手続きになりますので2回来庁が必要です。
【転出】 つくば市→ 他市区町村へ	本人または同一世帯の方が来る場合	・窓口に来た方の本人確認書類(例:運転免許証など)
	別世帯の方が来る場合(代理人)	・上記に加え、委任状が必要です。

※委任状には「代理人(窓口に来る人)」「何を委任するのか」「委任者(本人)」の具体的な明記と署名が必要です。(委任状は市HPからダウンロードできます。)

check マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちで、**転入**される方は、**つくば市に住み始めた日から14日以内かつ転出予定日から30日以内に届出をしてください。**
この日数を超えてしまうと、カードが利用できなくなります。

<参考> R5転入転出転居の市民窓口課届出件数



3月最終週～4月1週は大変混雑します。

各窓口センターのご案内



各窓口センターでも、手続きを行うことができます。場所や受付時間については市HPをご確認ください。
※外国人住民の方の手続きは本庁舎のみで取り扱っています。

つくば市で住所変更をする皆様へ

3月30日(土)、4月6日(土)
臨時住所変更窓口
(受付:午前8時45分から午後3時まで)

市役所へ来庁せずにできる
転出届



取扱業務が限られているため、必ず左のQRコードから詳細をご確認ください。

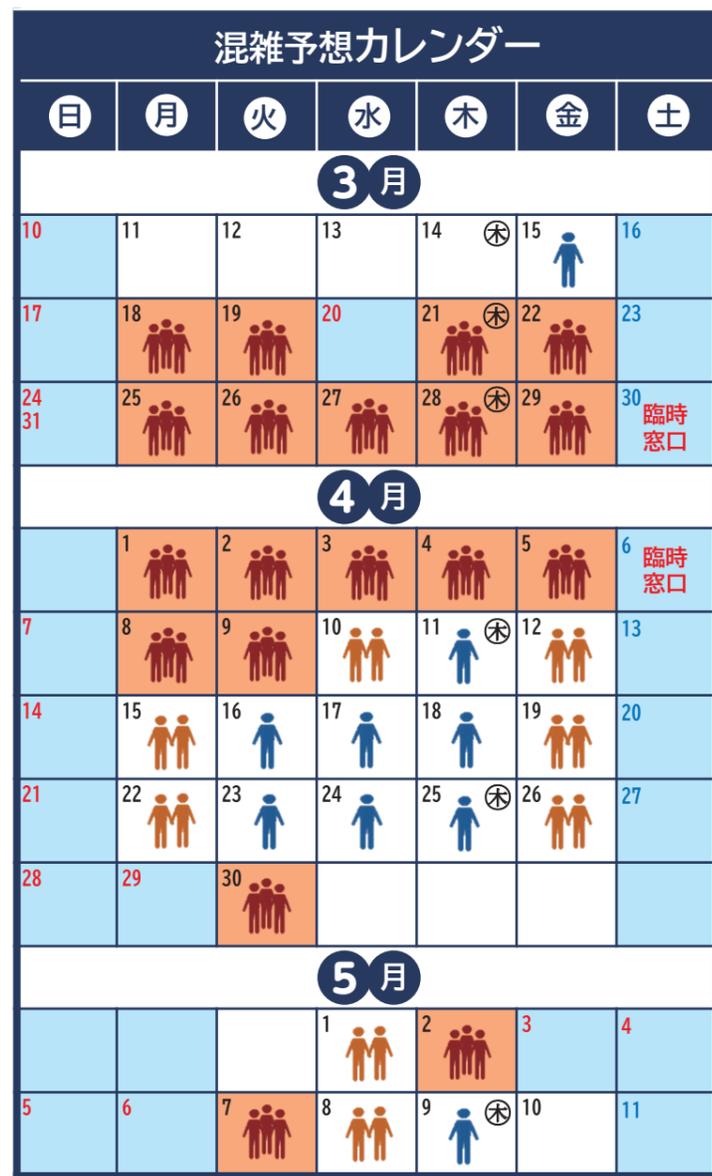
郵送



オンライン
(マイナンバーカード)



令和6年 市民窓口課 住所変更の窓口混雑予想



混雑 大変混雑 一年で最も混雑

木曜延長実施日(3月のみ毎週) 休み

大やの日付の場合、住民登録完了までに**3時間以上**かかります。関連手続きが当日に完了できない場合があります。

スマホで混雑状況を確認



平日の本庁舎の窓口混雑状況は、左のQRコードから確認できます。

本庁舎受付時間 ※は一部業務のみ実施。詳細は市HPへ。
 ● 平日 午前8時45分から午後4時30分まで (3月25日～4月5日のみ午後5時15分まで住所変更受付延長)
 ● 第2・第4木曜延長(木) ※ (3月のみ毎週、祝日、年末年始を除く) 午後4時30分から午後7時30分まで住所変更受付(外国人住民の方を除く)
 ● 3月30日(土)4月6日(土)臨時住所変更窓口 臨時窓口 ※ 午前8時45分から午後3時まで

住所変更に伴う主な手続き

転入とは：他市区町村からつくば市へお引っ越しの方 転出とは：つくば市から他市区町村へお引っ越しの方 転居とは：つくば市内でお引っ越しの方

R5.12

※受付時間によっては、他課の手続きを後日お願いする場合がございます。ご理解、ご協力をお願いいたします。

※問合せ先は、令和5年12月時点の課名を表示しております。
令和6年4月以降の問合せ先はHPでご確認ください。

○：該当する場合、手続きが必要です。 △：手続きが必要な場合があります。該当する場合について、「必要なもの」欄に記載がありますので、ご確認ください。

	手続き	必要になる場面			必要なもの	問合せ先	
		転入	転居	転出			
保険関係	国民健康保険	○			本人確認書類、マイナンバーがわかるもの ※外国人住民の方はパスポートもお持ちください。	国民健康保険課	
	後期高齢者医療保険	○		○	国民健康保険証、マイナンバーがわかるもの、本人確認書類 ・負担区分等証明書(お持ちの方) ・65歳から74歳までで後期高齢者医療保険に加入の方で県外から転入の方(障害基礎年金証書、身体障害者手帳等) 後期高齢者医療被保険者証	医療年金課	
年金	国民年金	○		△	・海外から転入する場合 ・前住所地で厚生年金等を喪失し、国民年金加入手続きをしていない場合 年金手帳・基礎年金番号通知書またはマイナンバーがわかるもの。 ※年金受給者の方は「年金受給権者住所変更届」を年金事務所へ提出してください。 厚生年金等を喪失した日がわかるもの。	医療年金課	
お子様が いる家庭	児童手当	○			請求者の健康保険証(3歳未満の児童を養育している方のみ)、請求者の口座番号がわかるもの、本人確認書類、マイナンバーがわかるもの ※必要なものが不足していても申請できます。後日ご提出ください。	※公務員の方は職場で手続きしてください。 公務員になる・公務員でなくなる場合は手続きが必要です。 ※前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に必ず手続きをしてください。	
			△		本人確認書類、マイナンバーがわかるもの (電話番号を変更した方、児童と別居になった方は手続きが必要です。)		
	児童扶養手当	○	○		本人確認書類(新規申請の場合、戸籍謄本等が必要です。)	こども政策課	
				○	本人確認書類		
	ひとり親家庭等児童福祉金	○	○		本人確認書類(新規申請の場合、戸籍謄本等が必要です。)	学務課	
	いばらきキッズクラブカード	○			児童の健康保険証、母子健康手帳など児童の年齢がわかるもの		
	市立 小学校 中学校 義務教育学校	○			なし		※学校にも住所が変更になった旨をお知らせください
			△		なし(学区内転居の方は、手続きは不要です。)		
	医療福祉費支給制度 (マル福)	小児	○			高校生以下のお子様がいる世帯 健康保険証、預金通帳、同意書、本人確認書類、マイナンバーがわかるもの	医療年金課
				○	○	現在マル福を受給している方 マル福受給者証、本人確認書類	
ひとり親家庭		○			高校生以下のお子様がいるひとり親世帯 健康保険証、預金通帳、同意書、本人確認書類、マイナンバーがわかるもの、ひとり親であることを証明する書類		
			○	○	現在マル福を受給している方 マル福受給者証、本人確認書類		
予防接種予診票	○			7歳6か月未満のお子様がいる家庭の場合 母子健康手帳(予防接種記録のわかるもの)	健康増進課		
妊娠	母子健康手帳・受診票	○			妊娠している場合 母子健康手帳、妊婦・産婦一般健康診査受診票、新生児聴覚検査受診票	健康増進課	
	医療福祉費支給制度 (マル福)	○		○	健康保険証、預金通帳、同意書、本人確認書類、マイナンバーがわかるもの、母子健康手帳 マル福受給者証、本人確認書類	医療年金課	
健診	各種がん検診・健康診査	○			・各種がん検診を希望の方(40歳以上。時期により受けられないものがあります。) ・20~39歳以下で健診を受ける機会のない方(学生は除く) 本人確認書類(受診券が発行されます。)	健康増進課	
介護	介護保険 ※認定を受けている方のみ	○		○	受給資格証明書(お持ちの方のみ)、マイナンバーがわかるもの、負担限度額認定の申請をする方は、預金通帳等 介護保険証、負担割合証、負担限度額認定証(お持ちの方のみ)	介護保険課	
障害	各種障害者手帳	○	○		各種手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)、マイナンバーがわかるもの	障害福祉課	
	各種受給者証	○	○		各種サービス受給者証、自立支援医療受給者証 ※別途必要書類・手続き等あり。詳しくはお問い合わせください。		
	各種障害児(者)手当	○	○	△	転入・転居：特別児童扶養手当の受給資格者は証書または認定通知書 (転出：海外転出者・つくば市在宅障害児福祉手当の受給者は、資格喪失手続きが必要。このほかの場合は、転入先で継続手続きが必要)		
	医療福祉費支給制度 (マル福)	○		○	健康保険証、預金通帳、同意書、本人確認書類、マイナンバーがわかるもの、身体障害者手帳等 マル福受給者証、本人確認書類	医療年金課	
その他	原付バイク等	○			廃車証明書、本人確認書類	市民税課	
			○		標識交付証明書、本人確認書類		
				○	標識交付証明書、本人確認書類、ナンバープレート		
	印鑑登録	○			登録する印鑑、運転免許証等の顔写真が付いた公的な本人確認書類 ※即日登録できない場合があります。	市民窓口課	
				○	印鑑登録証を窓口へ返却してください。(廃止届をしなくても、転出(予定日)をもって自動的に印鑑登録が廃止となります。)		
マイナンバーカード 住民基本台帳カード	○	○		マイナンバーカード・住民基本台帳カード、暗証番号(4桁) カードの住所変更が必要です。本人または同一世帯員が手続きできます。 ※署名用電子証明書の変更：本人または同一世帯員が手続き可能。同一世帯員の場合は、暗証番号が書かれた封入・封緘された委任状が必要。※暗証番号の再設定：本人のみ手続き可能。	市民窓口課		
パスポート	△	△		住所変更によるパスポートの手続きはありません。つくば市に住民票がある間は、パスポートの各種手続きはつくば市役所本庁舎で実施していただけます。氏名修正や本籍地都道府県が変更になった場合、手続きが必要です。			